平成２２年（フ）第１３１号
長崎県諫早市城見町３番11号
債務者　山下　博行
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１７２８号
名古屋市守山区白沢町241番地　エトワール白沢205号
債務者　垣内　建児
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７７９号
名古屋市北区米が瀬町138番地
債務者　金丸　英司
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８２８号
愛知県清須市新清洲５丁目６番地５　コーポ舘205
債務者　浜野　峰子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３８号
名古屋市東区徳川１丁目203番地　長江恵荘
債務者　佐藤　麗子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４号
山口県下関市木屋川本町３丁目318番地１
債務者　眞田　一政
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
山口県下関市稗田町７番９号
債務者　橋本　武司
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
山口県下関市山の田東町６番４―603号　山の田東県営住宅
債務者　金田治美こと　金　　治美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８９３号
仙台市太白区西中田３丁目14番21号　セジュール西中田Ａ―201、従前の住所仙台市太白区四郎丸字吹上43番地の３
債務者　伊藤　久代
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２８号
宮城県黒川郡大和町吉岡字道下１番地の１
債務者　加藤　秀雄
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９４０号
仙台市太白区太子堂16番20号
債務者　佐藤　照美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７６号
仙台市太白区桜木町33番９号　大友アパート13
債務者　佐々木啓二郎
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
宮城県気仙沼市本浜町２丁目６番24号
債務者　熊谷ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１４１号
福島県相馬郡飯舘村関根字上関根153番地
債務者　佐野アニー
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
福島市渡利字平内町56番地の２　アザミアパート
債務者　佐藤　峻也
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７９号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字油田21番地の２
債務者　鈴木　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７号
福島市飯坂町字菱沼１番地の31
債務者　遊佐　光男
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福島地方裁判所